

(証人等調書)

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書		裁判所書記官印
(この調書は、第 7 回口頭弁論調書と一体となるものである。)		
事件の表示	平成 14 年 (ワ) 第 19276 号 平成 15 年 (ワ) 第 6732 号 平成 16 年 (ワ) 第 104 号	
期 日	平成 20 年 5 月 29 日 午前 10 時 30 分	
氏 名	吉 田 好 男	
年 齢	50 歳	
住 所	[REDACTED]	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長 (官) は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長 (官) は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長 (官) の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
<input type="checkbox"/> 別紙速記録のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 別紙反訳書のとおり <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり		
以 上		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん
宣

せい
誓

りょうしん ^{したが} 良心に従って ^{しんじつ} 真実を述べ、 ^{なにごと} 何事

も ^{かく} 隠さず、 ^{いつわ} 偽りを ^の 述べないことを

^{ちか} 誓います。

氏名 吉田好男



被告東電設計代理人（名取）

証人の東電設計における現在の役職は何でしょうか。

海外事業本部海外総括部長です。

現職にお就きになったのはいつごろですか。

1999年6月です。

東電設計の現職ですよ。開発総括部長です。

総括部長は99年の6月です。

1999年11月に、東電設計からインドネシア国営電力公社、PLNに対して事業完成報告書というのを提出していますね。

はい。

本件でも甲75号証として証拠が提出されていますが、その英文の3枚目、これ、翻訳はないんですが、その3枚目にレジデントマネージャー、Y. YOSHIDAとしてサインが書かれています。

はい。

このY. YOSHIDAというのは証人のことですか。

そうです。

レジデントマネージャーというのは、現地事務所長というような意味合いでしょうか。

はい、そうです。

これは、コトパンジャンの東電設計現地事務所長という意味ですか。

はい。

現地事務所長になられたのは、いつごろのことですか。

1997年の後半だと思います。

丙A第1号証、丙B第2号証及び丙B第5号証を示す

それら書類、これは証人が作成されたものでしょうか。

はい、そうです。

内容に何か読まれて誤り、訂正すべき場所、これはございますか。

丙B 2号証の23ページの下から4行目なんですけども、ここに「1月から乾季に入る」とありますけど、これは「雨季」の間違いです。丙B 2号証、23ページの下から4行目、真ん中辺り。乾季とあるのが雨季の間違いと、そういうことですね。

そうです、はい。

ほかには、この内容でよろしいですね。

はい。

丙B第1号証を示す

その丙B 1号証というのは、どういう書類でしょうか。

これはコトパンジャンプロジェクトの事前調査を実施するための社内承認書です。

いわゆる稟議書、東電設計の稟議書ということですね。

はい。

そのこの決裁欄には証人の印鑑がないようですが、この間の起案文書、この作成に携わっていたわけですか。

はい。起案は当時の担当部長が起案いたしまして、作成には私がかかわっておりました。

その本文、件名の以下の本文の3行目に、PLNの非公式の要請によりという記載があります。

はい。

これに基づいて昭和54年から3回の事前計画調査したということですか。

はい、そうです。

PLNの非公式の要請というのは昭和54年以前に来たと、そういうことでしたか。

はい。

ところで、PLNという組織について若干お聞きしますが、PLNはこのコトパンジャンダム建設以前に水力発電所の建設実績、これはあるんでしょうか。

あります。

PLN内部には、設計部というようなものはありますか。

あります。

そこには、ダム建設の技術的専門家はいましたか。

おりました。

環境関係の専門家はいかがですか。

おりました。

では、次に事業化調査、東電設計がJICAから委託を受けて1981年、2年にわたって行いましたフィージビリティ調査、F/S調査と言いますが、これについてお聞きします。このF/S調査の受託についての受注方式をご存じですか。

プロポーザル方式です。

プロポーザル方式というのは、競争入札の一種というように聞いていいですか。

はい。

その受注について、競合した他社はございましたか。

あったと聞いております。

証人は、本件以外のプロジェクト案件でも、フィージビリティ調査に関与したことはございますか。

あります。

フィージビリティ調査における経済分析、その中で外部収益率という言葉をご存じですか。

知りません。

外部収益率というのは、経済分析における社会環境分野の分析手法だと、その効率化ということを言っている人がおるんですが、本件フィージビリティ調査の当時、そうした分析手法、これは確立されておりましたか。

社会、環境に関する分析の議論はありましたけれども、確立はされていませんでした。

本件F/Sの分析手法、これは当時として何か特殊な手法を用いたわけですか。

通常行われていた分析手法です。

F/S調査というものの調査項目、これはフリーハンドで自由に選択できるんですか。

スコープ・オブ・ワークスという業務指示書に記載されておまして、それを逸脱するわけにはいきませんでした。

そのスコープ・オブ・ワークスという業務指示書の中に、ミナンカバウ社会の調査あるいは自然環境の調査、これは含まれておりましたか。

含まれておりません。

次にD/Dについてお聞きします。本件では甲B71号証、甲B73号証、甲B74号証という3本のサービス契約が証拠として出ています。このうち1987年の1月15日に締結された最初の契約、これを以下、D/D契約と言ってお聞きします。次に、1991年6月3日に締結されたサービス契約、これは甲B73号証ですが、これをE/S I契約と。それと同じ年の10月19日に締結されたサービス契約、これが甲B74号証で出ていますが、これをE/S II契約と言います。そういうことでお聞きしていきます。D/D契約の受注方式、これはどのような方式でしたか。

プロポーザル方式です。

F/Sと同じということですか。

はい。

D/D契約の契約のあらまし、概要をお話してください。

調査、研究をした上で基本設計を実施しまして、その基本設計を基にして詳細設計を行います。その結果に基づきまして実行計画書を策定して、次の段階の建設につなげることを目的としておりました。

今、詳細設計という言葉が出ましたが、D/Dというのは本来ディテールデザイン、狭義ではこの詳細設計のことをD/Dと言うと、そういうことで間違いはないですか。

はい。

そのD/D契約の契約期間、これはいつからいつか覚えていますか。

1987年1月から1990年5月です。

これは、当初の契約が延長された経緯はございませんか。

2度、延長されております。

延長された結果、1990年の5月、これは正確に言うと21日ですが、に終了したと、そのように聞いていいですか。

はい。

D/D契約の段階で、本件F/Sの見直しをしましたか。

地形につきましてはより詳細な地形図が必要なので、見直しをしております。それから水門調査、これは流量調査ですけれども、流量調査につきましては追加のデータがありましたので、この部分について見直しを行っております。

ところで、D/D契約の業務対象となっているプロジェクト、今回はダムですが、これはどういうものでしたか。

今回のダムにつきましては、業務指示書に指示された計画概要でした。

甲B第71号証の附属文書Bを示す

これは翻訳です。31ページから34ページを示します。その31ページの下から34ページにかけて①から⑭とございます。これが業務対象になって

いるプロジェクトと、ダムだということでもいいですか。

はい。

本件では、いわゆる1段階方式あるいは2段階方式ということが議論されていますが、今、見ていただいた仕様のダム、これは1段階方式ですか、2段階方式ですか。

1段階です。

それでは、次にD/D契約の環境と移住についてそれぞれ聞いていきます。東電設計のD/D契約における環境に関する業務、これは何だったんでしょうか。

環境報告書をPLNへ提出することです。

そのお手元の附属文書B、35ページを見てください。

はい。

その(○)というのがあります。これは大きなサービスの範囲(2)調査作業と研究、その中の(○)というところがあります。ここに環境的側面に関する報告書を作成することと。これが今証言された報告書のPLNに対する提出と、そういうことでしょうか。

はい。

同じく附属文書Bの38ページを見てください。

はい。

38ページの10というところに19、20ということで、環境研究の原案、20として環境研究の最終版というのが記載されています。これが環境に関する報告書としてPLNに提出すべき文書ということでお聞きしていいですか。

はい。

甲B第72号証を示す

その目次、2枚目を見ていただきますと、下のほうに第32巻環境計画、第

33巻環境モニタリング計画とあります。この72号証というのは、D/D契約に基づいて東電設計がPLNに提出した報告書ですね。

はい。

先ほど言及しました環境に関する報告書というのは、この32と33、これですか。

はい。

甲B第72号証の5を示す

これがリアウ大学の環境影響分析のようですが、ご存じですか。

はい。

これも、東電設計がPLNに提出した文書ですか。

はい。

今、お話が出ました環境管理計画、環境モニタリング計画、それとリアウ大学の環境影響分析、こういったものは東電設計自身が作成するという事になっていたのではないですか。

環境関係の報告書につきましては、当時、インドネシアの環境影響評価に関する条例がございまして、この条例の中で環境に関する専門家が指定されておりました。したがって、本来であればPLNがその専門家に委託を行ってこの業務を実施しなければならないところでしたけれども、PLNの予算上の都合がありまして、当社からリアウ大学に委託していただきたいという申出がありましたので、当社からリアウ大学に委託しました。

その東電設計は、それではリアウ大学にこれら環境報告調査を委託しただけで、特別な調査というものはしていないのでしょうか。

東電設計からは1名環境の専門家をリアウ大学に派遣いたしまして、PLNとは委託仕様書の協議を実施しております。この専門家が本プロジェクトの技術的内容等につきましてリアウ大学に情報提供を行っ

ておりました。

結局、東電設計はそれら環境報告書の作成について手配をしたという程度の話でしょうか。

はい。

特別な独自調査というのは、これはなかったわけですね。

基本的にデータ等につきましては PLN から受領しておりまして、特別には、PLN の許可を得まして、例えば測量とか流量調査を実施しておりました。

甲 B 第 7 1 号証の覚書附属書 1 を示す

再定住地の調査についてお聞きします。その 2. 2 というところに再定住地の調査についての記載があります。この再定住地の調査というのはどの調査をどのような形でしたのか、お分かりですか。

再定住地につきましては 10 か所ありまして、そのうち 1 か所、コト・ラナという地域ですけども、ここについては当社からリアウ大学に依頼してフィージビリティ調査をしております。

これもリアウ大学へ委託したということですか。

はい。

甲 B 第 7 5 号証の第 1 3 部を示す

その附属書 1 にはコト・ラナという地名が出てきてないからお聞きするんですが、10 ページ。そこに (a) から調査として (k) までありますね。

はい。

その中にコト・ラナの調査、あるいは東電設計がやった再定住地調査というのはありますか。

(a) だけです。

(a) だけですね。

はい。

ついでにお聞きしますが、東電設計とPLNの間のD/D契約はいつ終了していますか。

1990年5月です。

(b) 以下は、D/D終了後の調査というように聞いてよろしいですか。

はい。

同じく第13部の24ページ、ちょっと見てください。

はい。

そこにコト・ラナの再定住地調査と設計という部分があります。そこにも調査の記載があります。

はい。

そこにあります調査と先ほど10ページで見た(a)の調査、この両方の調査はどういう関係にあるのでしょうか。

10ページの調査は、PLNがリアウ大学に委託して実施したフィージビリティ調査で、そのうちコト・ラナだけを当社がPLNの委託を受けましてリアウ大学へ発注したものです。24ページに書かれています調査につきましては、移住省自身、また移住省が雇用したコンサルタント、それからコントラクターが実際にこの移住地の開発を実施するために実施した内容です。

その移住省のコンサルタントというものに東電設計がなったことはございますか。

ありません。

ところで、そのD/D業務を遂行するための調査あるいは情報収集ですが、これは自由にできるんですか。

これは、基本的にはPLNから情報データについては利用することになっておりました。

甲B第71号証を示す

契約部分、13ページの7.2というのを見てください。そこに、事業データの取得について、インドネシア政府機関に接触するときはPLNの事前了解を得るという趣旨のことが書かれていますね。

はい。

このことを今、お話しになっているわけですか。

はい。

D/D業務の中で基本設計あるいは詳細設計、環境報告書、こういったものは、作成すればPLNは自動的に受理するわけですか。

まず東電設計側から報告書あるいはその関連の書類をドラフトという、案という形でPLNに提出します。その後、PLNと協議をしまして、承認された上で最終報告書を提出されました。

そのドラフトというのは、先ほど附属文書Bの38ページの提出文書の中に原案というのと最終案というのがあった。このことを指しますね。

はい。

甲B第71号証の附属文書Iを示す

次に、甲B71号証、附属文書Iというのがあるんですが、その70ページを見てください。

はい。

もうそこを見ますと、今、証人がお話しになったように、そこでPLNと東電設計の中で話合いとか、あるいはPLNの判定、承認、こういったものが書面の提出には必要とされるということが記載されていますね。

はい。

東電設計のPLNに対する助言とかレビューというのは、今、言われるようなPLNとの交渉の過程で行われたわけですか。

はい。

それで、先ほどリアウ大学への手配業務という趣旨のことを言ってもらいま

したが、これはPLNへの助言とかレビュー結果をリアウ大学につなぐと、
そういう趣旨のことでしょうか。

はい。

環境管理計画の内容ですね。実施ではなくて。環境モニタリング計画、これ
についての内容ですが、実施ではなくて。これについてPLNに提出後、何
か問題になったことはありますか。

私が聞いている限りでは、問題なく関係諸機関に受領されたと聞いて
おります。

関係官署というのは、鉱山エネルギー省、EIA委員会ということですか。

はい。

次にE/S契約について聞きます。そのE/S IあるいはE/S II、この契
約の受注方式はどのような方式でしたか。

E/S I、E/S IIともに随意契約で、ただし、プロポーザルについ
ては提出しております。

ところで、そのE/S IとE/S II、この二つの契約はどのように違うんで
すか。

これは工事内容、それから工期の違いがあります。E/S Iにつつま
しては、これは土木工事が主体です。E/S IIにつつましては、水車、
発電機、それから送電線、変電所、付け替え道路等の土木工事以外の
工事内容が含まれております。

そのD/D業務の段階からいわゆる建設に移行しますね。あるいはE/S契
約に移行する。移行するについて、その手続的な必要条件というのは何だっ
たんですか。

鉱山エネルギー省のEIA、環境評価委員会からの建設許可を取得す
ることが条件です。

甲B第73号証を示す

契約部分、第1条、その7ページ目にありますが、その3段落目の上から3行目、そこにTEPSCOは唯一の責任企業だという記載があります。これはどういう趣旨ですか。

コンサルタント契約を締結する場合、一般に単独責任か連帯責任か、どちらであるかを明記する必要があります。コトパンジャンプロジェクトの場合、当社とヨドウヤ・カルヤという現地の会社、それからトリミトラ・ヌサ・エンジニアリングという現地の会社、この3社で受注をしておりますけれども、仮に連帯責任にした場合、東電設計が契約を履行できないという状況が起こった場合、このヨドウヤ・カルヤとトリミトラという2社が責任を負って業務を遂行する必要があります。しかし、技術的それから財務的に彼らの能力をPLNが評価した結果、彼らでは責任を負えないということで、東電設計の単独責任ということで、この唯一の責任企業であるという文言が契約書に記載されております。

連絡等の窓口を一本化するというような意味合いも、中にはあるんですか。

窓口の一本化も行います。

甲B第73号証の附属文書Bを示す

1の(9)、45ページを示します。そこにアスタリスクが書かれているものがあるんですが、ちょっとそれを読み上げてください。

PLNによって実施される環境面での作業をレビューし、助言すること。二つ目には、環境調査の点で、コンサルタントとしての専門家によって行われる環境作業の進ちょく状況をモニターすること。三つ目に、本事業の環境モニタリングに関して、PLNと基金への提出の目的で、半年ごとに報告書を作成すること。

今、三つ挙げていただきましたが、E/S契約における環境面の東電設計の業務ということで、今の三つとお聞きしてよろしいですか。

はい。

まず、その1番目についてお聞きしますが、PLNの環境面の作業というのはどのようなものでしたか。

PLNの環境面の作業というのは、貯水池の伐採です。これにつきましては、RKL、RPLにできるだけ貯水池の伐採を行うように記載されておりましたので、この点について助言をしておりました。

結果的に、伐採は計画どおりできたんですか。

PLNの予算上の都合もありまして、結果的にはPLNのできる範囲での伐採をPLNの職員が行っておりました。

それはボランティアで行ったということですか。

はい。

その他、環境管理計画にあるムアラ・タクス寺院、遺跡ですか。

はい。

あるいは希少動物、こういった問題は、PLNの環境面の作業だったんですか。

違います。

次に、そのアスタリスクの2番目についてお聞きしますが、そこにあります環境専門家というのは、これは具体的にだれのことを言うんですか。

これにつきましては、PLNが雇用しました現地コンサルタント、それからリアウ大学、それから関係諸機関です。

政府、州の関係諸機関ということですか。

はい。

ちょっと横にそれですが、PLNがコトパンジャン建設をする際に物品の調達、そしてプラントの購入、それと土木建設関係の雇入れ、会社との請負契約あるいは各種コンサルタントの雇用、PLNがそれぞれに契約を結びますね。

はい。

そのすべてに東電設計はかかわったんですか。

東電設計がかかわっておりますのは、国際競争入札です。

ちょっと参考のために39ページ、そこを見ていただきますと、そのエンジニア業務というのは真ん中辺の1の(1)のところですか。アンダーラインが引いてある国際入札、これについてやるんだというように書いてありますね。

はい。

その一番下に、PLNが事業オーナーであるとともに、前記以外の契約についてはエンジニアとして行為すると書いてありますが、この一文の意味はどういう意味でしょうか。

ここに書かれてあります国際入札業務のほかに関連する業務がありまして、現地調達、PLNの予算で調達する部分につきましては、PLNがエンジニアとしてその契約の履行を行っていたということだと思います。

環境のモニタリング実施機関は、これはPLNですね。

はい。

PLNがその実施について環境の専門家、コンサルタントを雇い入れる。これは現地調達なんですか。

現地調達です。

では、その雇入れには東電設計はかかわってないということでもいいですか。

はい。

詳しくお知りにならないかもしれませんが、PLNが雇い入れた環境コンサルタントの報告、これはだれにされていたんでしょうか。

PLNです。

それでは、東電設計がモニターしたというのは、具体的にどういうところを

モニターしたんですか。

東電設計は、基本的にはPLNからモニタリングの進ちよく状況等について資料を頂きました。足りないものがあつた場合は、契約書に基づきまして、PLNの了解を得た上でその現地コンサルタントに資料を頂いておりました。

そういうもらつた資料というのは、何らかの報告書の形で集約するんですか。

月次報告書として集約しております。

そういった進ちよく状況のモニター、このために情報調査が必要なんです、その調査の方法は、主にPLNからの情報収集ということによろしいですか。

はい。

これは甲B73号証の7条の2というところに記載がありますが、D/Dと同じような条文がありますが、主にPLNを通して入手していたと、そういうことによろしいですね。

はい。

それで、3番目の年2回の報告書、半期報告書、これは作成されているんですか。

作成しておりません。

甲B第75号証の第13部を示す

10ページを見てください。その一番下のところに(a)と(b)というのがあるんですが、東電設計が提出した報告書とはその(a)というところに書いてある月次報告書と、こういうことですか。

はい。

(b)のPLNが提出した四半期報告書というのがあります。

はい。

これについてはE/S契約上に特にないようなんですが、これはどうなっているんですか。

PLNから資料を頂きまして、その準備を手伝っておりました。
それでは、東電設計として最終的にPLNに出したのは月次報告書だけというように聞いていいですか。

はい。

その環境に関する半期報告書というのが作成されなかった経緯をご存じですか。

この半期報告書につきましては、PLNが四半期にJBICへ環境に関する進ちょく状況報告書を提出するということを決めた。それから月次報告書がコンサルタントから提出されてくると。この二つの報告書があるんで、半期の環境報告書は必要ないということで、作成提出しておりません。

契約的な観点から見ると契約の変更だと思われるんですが、その環境に限らず、E/S契約の当初の契約内容というのは、変更された箇所というのはあるんですか。

数については記憶にございませんけども、多数ありました。

それは、契約内容が変更されるというのは普通のことなんですか。

工事期間中は、通常のことでございます。

そういう契約内容が変更される場合、その変更はどのような方法、書面でということになっているようなんですが、どのような方法で変更されるわけですか。

契約金額にかかわる変更があった場合には、契約書のメモランダムという形で契約変更をしておりました。それ以外につきましては、レターのやり取りで変更しております。

メモランダムというのは、先ほどありましたコト・ラナの調査、ああいう形でされるということですか。

はい。

レターというのは現在ありますか。

レターにつきましては、工事期間中に準備されたのは約1万枚以上ありますので、現地事務所を閉鎖する段階で廃棄しております。

数は1万枚ですか。

失礼しました。一けた違っておりました。10万枚ぐらいです。

甲B第73号証の付表E1を示す

ちょっと前に戻りますけれども、そこに証人の名前が記載されています。

はい。

ここで予定されている証人の業務と、PLNあるいはPLNが雇い入れた環境コンサルタントの、要するにモニタリング実施機関ですね。この業務との関係は改めてどういうことになるんですか。

東電設計が行っておりましたのは、PLNから環境モニタリングの進捗性に対する資料を頂きまして、それを整理して再度PLNに提出しておりました。特にインドネシア語で原文が出てきますので、それを英語に翻訳して内容等をチェックしておりました。

ところで、環境計画につきまして、その実施機関というのはそれぞれどこだったんですか。

実施機関に関しましては、インドネシアの移住省、森林省、教育文化省、それから州政府等の行政機関でした。

それら行政機関、あるいはそこが雇ったコンサルタント、あるいはコントラクターが実際にやったというようなこともありますか。

はい。

ここでプロジェクト管理、E/S段階における融資3条件のチェック義務というのをご存じですか。

契約書の中には書かれておりませんでしたので、承知しておりませんでした。

東電設計の J B I C, 当時は O E C F ですが, これに対する報告書の提出義務, 直接のという意味ですが, これについてはご存じですか。

契約上, 当社が提出する報告書はすべて P L N に提出しておりました。本件裁判の前に, いわゆる融資 3 条件ということについて知ったのはいつごろですか。

完成報告書を作成する段階で, P L N からデータの提供がございました。その段階で知りました。

その際, 例えば L / A, 借款契約そのものを見たことはありますか。

見ておりません。

甲 B 第 7 5 号証の第 1 3 部を示す

完成報告書についてお聞きしますが, その 7 5 号証の第 1 3 部, 今, 融資 3 条件について P L N から情報をもらったという話がありましたが, 完成報告書の環境あるいは移住関係のデータ, これは具体的にはどこから手に入れたんですか。

基本的には, P L N からデータを受領しております。

その 1 0 ページ (a), 先ほども見ましたが下のほうにあります 1 0 ページ。毎月の進ちょく状況報告書, これは E / S で P L N に出した月次報告, これと同じですね。

はい。

次に, その (b) ということで, 同じページの下にある 3 か月ごとの四半期報告書ですか。これは東電設計の P L N に対する提出文書なんですか。

違います。

先ほどあったように, 作業を手伝ったということですか。

P L N から資料を頂きまして, それを整理して準備したということですね。

ちょっと 4 9 ページと 5 0 ページを見てください。そこに 5 . 2 ということ

で、野生動物のモニタリングについて東電設計が PLN に英語版報告書を出したという記載があります。

はい。

これは、いわゆる E/S 業務なんですか。

これは PLN が JBIC に四半期報告書を提出するために、インドネシア語版を英語版に翻訳し準備したものです。

また 10 ページに戻ってください。再度確認しますが、その 10 ページの環境調査 (a) から (k) にかけてある、ここに PLN あるいはリアウ大学とか大学名が出てきます。この中で東電設計がかかわっているのは。

(a) だけです。

同じく 12 ページを見てください。そこに、中盤辺りに「12 項目の特約」という記載があるんですが、これはいつお知りになりましたか。

これは、完成報告書を作成している段階で、PLN から資料を頂きまして分かりました。

次に、環境の面で州レベルの中心になる機関、あるいは国家レベルの中心機関はそれぞれどこでしたか。

州レベルでは州に調整委員会ができておりました。国家レベルでいきますと BAPPENAS という機関、国家開発企画庁と日本語で言っておりましたけども、その機関が調整しておりました。

東電設計は、それら機関に自由に接触できたんですか。

契約上、基本的にはデータは PLN から入手することになっておりましたので、もし仮に必要なデータがあれば PLN の承認を得た上で、それら機関にデータを頂いておりました。ただ、それら機関に接触するには、PLN の職員が同行して資料を入手するということになっておりました。

丙 B 第 3 号証を示す

その書面は、どういう書面でしょうか。

これは、E/S IとE/S IIの当社の業務が完了したという証明書です。

原告ら代理人（浅野）

インドネシアの現地には、いつからいつまでおられたんですか。

対象とする業務内容、F/Sの段階でまず最初に従事しております。

そのあとD/D、それからE/Sと従事しております。

陳述書ですと、15年間延べおられたというふうなことですけれども、それで間違いありませんか。

はい。

F/Sだと、そうすると1982年ですね。

はい。

そのころからインドネシア現地に行ったということですか。

はい。

吉田さんが現地に派遣された理由というのは、何かあるんですか。

F/Sの段階では水門、要するに流量関係の専門家ということで派遣されております。そのあとD/Dの段階では土木ということで派遣されております。それからE/Sの段階では土木、環境ということで、技術面の総合進ちょく管理、それから、環境面のPLNからデータを頂いてそれを整理するという作業をしておりました。

F/Sのときに現地に行かれたということですが、会社のほうから、現地、インドネシアのコトパンジャンはどういうところかというふうな説明は受けていましたか。

F/Sの入札の段階でJICAさんのほうから業務指示書が出てきておりましたので、それを読んでおりますので分かっておりました。

どういう内容でしたか。

F/Sのときは、かなり古い話なんで記憶が定かではありませんけれども、コトパンジャンという発電事業が計画されておりました、その事業の技術的、それから経済的事業可能性を調査する内容でした。

例えば、コトパンジャン地域に住んでいる方々がどういう民族に所属しているのかとか、あるいはコトパンジャン地域の自然環境がどういったものであるのかとか、そういった前提的な知識を持ってインドネシアに行くと、そういうわけではないんですか。

地域の環境、それから民族の問題、環境の問題につきましては、当初F/Sが始まった時点では、ある程度の知識を持って入っておりますけれども、詳細な環境、それから民族の分布とか文化の問題につきましては、当時PLNが西スマトラ州のアンダラス大学に環境影響評価書の業務委託を実施しましたので、その中でPLN側が精査していたと考えます。

ある程度の知識をお持ちというふうなことです、どの程度なんですかね。

例えばインドネシアはどの地域も同じですけども、イスラム教ですので、宗教上こういうことをやってはいけないとか、それから、ミナンカバウについては女系家族であるとか、そういう程度のことです。

それは、会社から説明があったのですか。

やはりイスラム教とか、そういう問題につきましては、会社側から説明を受けております。ただ、それ以外について、細かいことにつきましては独自に勉強して行ったということです。

最初F/Sのときにインドネシアに行くということで、それは、いつまで行ってこいというふうに言われたんですか。

これはF/Sの場合、当社と当時のJICAさんとの間で契約が締結されておりました、そこに各技術者の派遣計画がございますので、そ

の派遣計画の期間、行っていただきたいということで社から言われて
おります。

あなたの場合、派遣計画というのはどれくらいの期間なんですか。

何箇月というのはちょっと記憶にございませんけども、何回かの現地
調査が予定されまして、例えば1年半という期間があれば、その中で
3回4回という派遣計画がありまして、最初1か月行って3か月帰っ
てきて、次の段階でまた1か月行くというような、そういうような計
画だったと記憶しております。

吉田さんがそのF/Sの段階でインドネシア現地に派遣されると。その後、
ひょっとしたらダム建設プロジェクトが進むかもしれないと。東電設計がそ
れを恐らく受注するだろうと。吉田さん、あなた、頼むわよというふうな形
で、事前にひょっとしたら長期になるかもしれないよというような説明はな
かったんですか。

それは、言われておりません。

言われてないですか。

はい。

F/Sの段階では、吉田さん以外には東電設計の社員というのは何人ぐらい
派遣されたんですか。

10名前後だと思います。

丙A第2号証を示す

陳述書ですと、1982年に現地事務所がダムサイト近くに設営されたとい
うふうに書いているんですけども、ちょっと場所を教えてくださいとい
います。12ページを示します。ちょっと、これは結構大ざっぱな地図な
んですけども、その82年に事務所があったというような場所というのは
どこになるんですか。この地図で。

この赤いところがダムサイトになります。この太い実線が、その右側

で道と道が交差しているところがあります。ここ、ランタウベランギンと言います。そこから、まだパカンバルーのほうへ移動しますとバンキナンという町があったんですけども、そのバンキナンという町の郊外です。

バンキナンの郊外にあったんですか。

はい。

このダム、赤い点があって、ダムパワーハウスと書いていますよね。

はい。

ここから東側に延びている黒い線は、これは国道ですよ。

国道です。

それで、更にパカンバルーまで国道が延びている。

はい。つながっております。

それで、バンキナンがその東側にあると。

このパカンバルーへ行く途中にバンキナンという町があります。

そうですね。その郊外ということですか。

はい。

現地事務所がこの先ほどおっしゃられた場所に設営されたきっかけというのは、何なんですか。

これは、PLNが計画して建設しておりました。

この段階では、要するにF/Sを作りに行ったわけですよ。

はい。

それでPLNというのは、F/Sとの関係でどういう位置付けになるんですか。

F/Sといっても、まず初期の段階には、地質調査それから地形調査等の現地での調査が主体にまず行われるということで、当時のJICA、要するに我々の会社がそれに参画しましたけども、その技術者と

一緒に、やはり PLN の技術者が一緒になって業務を進めないといけないということで、PLN が現地に事務所を開設しております。

ちょっと話が飛びますけれども、コンサルタント契約が終了するのが 1999 年の 10 月でしたかね。それまで、ここの現地事務所は場所は変わってないんですか。

変わっています。

変わっていますか。

はい。

では、先ほどの丙 A 2 号証の 12 ページの地図を示します。この地図で言うと、いつ、どこの場所が変わったというふうなことなんですか。

この赤い点がダムサイトですけども、その東側、黒く道路が、国道がパカンバルーのほうへ行っています。それが途中で北へ延びる道路と交差しているところがございます。これはランタウベランギンという町ですけども、ここに E/S、要するに工事が開始される前に PLN が工事事務所を建設しております。

コンサルタント契約が終了するまでは、F/S からその吉田さんが行っていた現地事務所というのは 2 か所になるわけですか。最初はバンキナンの郊外の事務所、それで、それから E/S の前にまた事務所が移ったと。その 2 か所になるわけですか。

詳細設計を実施している段階まで。ですから 1990 年 5 月に終わっていますけども、その段階まではバンキナンの郊外の事務所で業務を実施しております。そのあと PLN が入札図書を作りまして工事入札を行っておりますので、そのキャンプを作るんですね。ですから、ランタウベランギンという建設用のキャンプを使い始めたのは、その工事監理が始まってからです。

それで、このランタウベランギンの事務所というのは、プロジェクト管理が

終わるまで使っていたわけですか。

はい。

都合15年間にわたって、ここら辺、このインドネシアにおられたということで、お住まいもこちらのほうに構えていたということですね。

ジャカルタにも構えておりました。

ジャカルタにもあって。

はい。PLNの本社とも調整業務がありましたので、ジャカルタにもありましたし、現地にはコンサルタント用の宿舎がPLNによって準備されておりましたので、そこに当社の技術者は全員、この宿舎のほうに入っていました。

コンサルタント用の宿舎というのは、どこにあるんですか。

建設のときには、このランタウベランギンというところです。

それから、またどこか移ったんですか。

最後、ジャカルタに戻っております。

吉田さんは、インドネシア語は、お話しはもうできるんですかね。

日常会話程度なら、できます。

ちなみに、コトパンジャン地域で使われているミナンカバウ語というんですが、それは分かることはできますか。

ミナンカバウ語は分かりません。

そうすると、例えばコトパンジャン地域で何か活動する際には、ミナンカバウ語を解する通訳さんというのが付いて回ったということですか。

本件契約は東電設計のほかに現地のコンサルタントのヨドゥヤ・カルヤ社、それからトリミトラ・ヌサ・エンジニアリング社という2社の現地コンサルタントが共同で仕事をしておりますので、その現地コンサルタント側からインドネシア人の技術者の方、それから専門家の方が来ておりましたので、その方々はその現地の言葉については対応し

ておりました。

吉田さん自身がコトパンジャンの地域にお住まいの現地の方と直接お話しする機会というのはなかったんですか。

時々ありました。

それは、どういうときなんですか。

私どもの現地の事務所で、やはり事務所の雑用をしている現地の方がおりましたので、そういう方は、もうその堰水地の中の方もおりましたんで、話はしておりました。

そのほか、現地の人と長くいれば接触する可能性はあると思うんですけども、例えば現地の人と会うときには、こういうことに気を付けなさいだとか、ああいうことに気を付けなさいだとか、会社で説明というのは、指示というのはありましたか。

特別な指示はありませんでした。

特別はないですか。

はい。

専門が水門ですかね。

専門は土木です。

水門、土木以外に、社内で何か教育を受けたことはありますか。

工事監理契約等について教育は受けたことがあります。

工事監理契約についてという、具体的にはどういうことになるんでしょうか。

工事監理の契約約款等です。

契約約款の読み方だとか解釈の仕方だとか、そういうことですか。

はい。それはある程度承知しないと、工事中にクレーム等の問題が出てきますので。

F/Sに携わったというふうなことですけども、F/Sの段階で比較的規

模の大きいダムを造ることについて、フィージブルだというような結論を出したわけですね。

はい。

そういう規模の大きいダムを造るに際しては、当然、現地にお住まいの方が移転をしなきゃいけないというようなことは当然知っておったわけですね。

はい。

そのたくさんの人が移住するプロジェクトに携わるんだというようなことについて、会社のほうは何か吉田さんに対して注意事項というのは与えていましたか。

会社からは、特に注意事項はございませんでした。

例えば、国際的な基準その他大規模開発に伴う移住に関する基準ということなどについて、東電設計で教育を受けたことはありますか。

当時、例えば世界銀行等、いろいろ環境の問題についていろいろ書籍を出しておりましたけれども、それにつきましては勉強会等を開きまして、社内で勉強はしておりました。倫理的なことで考えておりました。ただ、業務を遂行する場合、やはりコンサルタントである以上、客先との契約行為がございますので、その契約行為を履行するという問題もありますので、両方を両立させるというのは非常に難しい問題だと考えております。

例えば、世界銀行の1986年の世界銀行融資プロジェクトにおける非自発的移住の取扱いに関する業務政策問題だとか、世銀の1990年の非自発的移住に関する業務指令、こういうことなんかも、社内で勉強会というふうなことをやったんですかね。

はい。

89年のOECD、JICAなんですけれども、環境のためのOECDガイドライン、こういうガイドラインも勉強会はしましたか。

J B I Cさん、それからADB、それからワールドバンク等、いろいろな機関がガイドラインを出しておりますけれども、こういうガイドラインにつきましても社内で勉強をしております。

91年OECDの開発プロジェクトに伴う立ち退き再定住に関する開発援助のためのガイドラインだとか、あと、例えばILO169号条約なんかはどうですか。

ILO169号条約については、私は、個人としては承知しておりません。

質問がダブってしまったんですけれども、OECDの先ほどの91年のガイドラインなんかも当然、勉強しておったわけですね。

ええ。していたと思います。

それは、社内の正式な業務としてやったというふうなことなんですか。それとも、吉田さんが気の合った人たちと有志的に集まって勉強会を開いたということなんですか。

社内で勉強会はやっていたと思います。

それはもう社内の正式な業務として。

これは正式というよりも、要するに研修というような形だと思います。先ほどコンサルタントとして客先との関係があると。一方で、非常にかっちりと勉強されておられたガイドラインとの関係をどう折り合いを付けるのか難しいというふうなことなんですけれども、そういう難しいことはあるという前提でお聞きするんですけれども、大規模開発に当たって住民に対する影響というのは、それは少ないほうがいいですね。

個人的な意見で言わせていただければ、そうだと思います。

その自然環境に与える影響も、少ないほうがいいですね。

ただ、大規模開発と言いますけれども、確か貯水池のほうで移転等の必要性がありますけれども、このコトパンジャンの場合、ダムの下流

の洪水被害というのがほぼ毎年起こっておりましたので、下流住民の自然災害、これ等も考慮する必要があると当時認識しておりました。では話が飛びますけれども、コトパンジャンダム の目的として洪水緩和という目的もあったわけですか。

貯水池を築造するに当たって、水力発電と洪水緩和ということも必要というような話は州政府のほうからありまして、考慮しておりました。では、ちょっとまた別のことを聞きますけれども、その79年のプロジェクトファイナディング、これには参加されたということですが、吉田さんはこのプロジェクトファイナディングで何をやっていたんですか。

プロジェクトファイナディングの段階では、主に流量調査の関係の仕事をしておりました。流量調査、河川の水の量です。

河川の水の量の調査と。

はい。

陳述書の2ページには、このプロジェクトファイナディング、プロファイについて、当本部にPLNから発電所建設計画、カンパル・ロカン総合水力発電所マスタープランがあるが、協力を依頼したい旨の連絡があったというふうな記載があるんですけれども、PLNから何で東電設計にこういった依頼があるんですか。

それ以前に同地域の西スマトラ州にシンカラック水力発電計画というのがございまして、これの入札に参加しないかという話が当時のPLNの西スマトラ州リアウ州総合建設所から来ておりました。その関係でPLNのその建設のほうと話をしている過程の中で、このリアウ州のカンパル・ロカンに水力計画があるんだけれども調査をしないかという話が来ております。

たまたまということなんですね。そういうわけでもない。

たまたまと言っているのか、ちょっと私には解釈できませんけども、

ほかの案件の話をしている中で出てきたということです。

例えばPLNのほうでは、ほかのコンサルタント会社にも声を掛けていたとか、そういうことはないんですかね。

それは存じません。

このPLNのカンパル・ロカン総合水力発電所マスタープランというのは、これはどんなもんなんですか。

リアウ州の中には大きく二つの河川があります。カンパル川、もう一つはロカン川ですけども、このカンパル川とロカン川の包蔵水力を使おうということで、そういう水力発電の可能性のある地点があるかどうか、それを調査した報告書です。

この時点でのそのPLNのマスタープランというのは、例えば、どの程度の規模のダムを予定していただとか、そういうところまではPLNは想定していたんですか。

想定しておりました。

どういった規模のダムをPLNは想定していたんですか。

その後、総合マスタープランというのは、カンパル川、ロカン川に数地点、水力地点をPLN側は考えておりました、中規模のダムとか小規模のダムとか、いろいろな計画を持っていたと承知しております。例えば、本件のコトパンジャンのダム程度の規模のダムというのを想定していたことはありますか。

マスタープランですので、例えば一つの地点があった場合、そのオルタネートで比較案というのがございますので、そういう意味では、例えば中規模のダムとか小規模のダムとか、複数の計画があったと存じております。

ちょっと私、ダムの点については門外漢なんで、その中規模だとか小規模だとか、それはもっとイメージ的に言うと、どんなもんなんですかね。

小規模と言いますと、大体ダムの高さにして15メートルより小さいダム、中規模と言いますと15メートルから100メートルぐらいのダムだろうと思います。

そうすると、今回のコトパンジャンダムに相当するような規模のダムも、一応は想定範囲内に入っていたというか、その選択肢として入っていたということなんですか。

当時PLNが持っていたデータを見ますと、やはりダムの場合、地形上の問題がありますので、地形上、技術的に建設可能なダムの高さというのは決まってくるので、当時、PLNは60メートル、58メートルクラスのダムというのは、案としては持っておりました。

このプロジェクトファイディングなんですけれども、陳述書によりますと、ほとんどがコンサルタント会社の費用で協力を行うことになるがというふうを書いてあって、今回も東電設計の自己負担でプロファイをやったわけですよ。

プロファイは自己資金です。

これは、そもそも何で自社負担でプロファイをやるんですか。

当時、東電設計はインドネシアでグレシック火力発電所という火力発電所の建設に携わっておりましたので、その関係でPLNというのは当社のお客様でもありますので、その依頼について社内で検討して、ある程度協力していこうということで、プロファイを始めたと記憶しております。

そのプロファイを自社負担でやるに当たって、日本国内の例えば政府系の外郭団体とかから補助金が出るとか、そういうことはあるんですか。

当時、ECFAという機関がありましたけれども、ここから補助金が出るというふうには聞いておりました。

PLNは、東電設計からするとお客様なんですよ。

はい。

プロジェクトファイディングをそういう自社負担で行うと、そのプロファイをやった会社というのは、その後、そのプロファイの対象となった計画を実行していこうというふうな段階になって、その後の業務について受注するケースというのは多いんですか。

それは、例えばF/Sの場合、当時、JICAの入札でしたけれども、きちっとしたプロポーザルを出さなければ落札はできないという入札ですので、必ずしもプロファイをやったから、それ以降の仕事が取れるとは限らないと思います。

東電設計さんの答弁書には、3ページ目に、プロファイについて販売活動の一環なんだというふうな表現をされているんですけども、先ほど吉田さんがおっしゃったお客様に対するサービスの意味合いもあるというような趣旨で証言されたと思うんですけども、それも、販売活動というのは吉田さんがおっしゃったような趣旨というふうに聞いてよろしいですか。

はい。

戊A第6号証を示す

陳述書に戻ります。プロファイで調査の結果、1980年10月に開発可能地点としてカンパル川5地点、ロカン川4地点をPLNに提案したというふうにありますね。一方で、ここの1の3、下のページですけども、このプロジェクトに関する既往調査というふうに書かれてあって、79年に東電設計が行った調査の概要がまとめられているんですけども、ここにはコトパンジャン及びマハット地点を段階的に開発する2段階開発案が計画されているというふうに記載があるんです。陳述書でお書きになったこのカンパル川5地点、ロカン川4地点をPLNに提案したということが、このF/Sに書いてある2段階の開発案という、そういうことを陳述書にお書きになったということですか。

今、見せていただいた陳述書の書面の内容を見ますと、リコナイス
ス・スタディのときの内容じゃないかと思います。カンパル川、それ
からロカン川に地点数を最終的にまとめたのは、プレ・フィージビリ
ティ・スタディレポートという別のレポートがあると記憶しておりま
す。

ちょっと同じF/S、戊A6号証の同じページなんですけれども、①でリコ
ナイス・スタディ、その記載があつて、②にプレ・フィージビリティ・
スタディが書いてあるんですけれども、この①と②は違うんですか。

二つレポートがあります。

二つレポートがあるんですよね。それで、東電設計がやったプロファイとは、
また別なんですか。

ここ、プロファイのことを言っておりまして、ここに書かれているよ
うに1980年3月リコナイスレポートとして取りまとめた。二
つ目としてプレ・フィージビリティ・スタディは最後で、1980年
10月にプレ・フィージビリティ・スタディとしてまとめられたとい
うふうに、二つのレポートがございます。

そうすると、プロファイの段階では、2段開発案と1段開発案、両方案とし
てまとめたというふうなことになるんですかね。

はい。

ここのF/Sに書いてあるプレ・フィージビリティ・スタディ、これについ
ても吉田さんは参加しているわけなんですよ。

参加しました。

これについても、先ほど吉田さんが証言されたように、このプレ・フィージ
ビリティ・スタディについても、東電設計の自社負担ということですよ。

そうです。

このプレF/Sについても販売活動としての性格はあるわけですよ。

はい。

この1段階開発案と2段階の開発案、これは比較の視点はいろいろあると思うんですけども、どちらが大規模なダムを想定しているわけなんですか。

1段階開発案です。

例えば、現地住民に対する移転の数の関係で言うと、1段階と2段階では、どちらがより多くの人に移転しなければならないということになるんですか。

1段階です。

先ほどのPLNのカンパル・ロカン総合水力発電所マスタープランの中には、1段階開発案というのは存在したんですか。

しています。

あったんですか。

先ほど見せていただきましたプレ・フィージビリティ・スタディのところで、1段階開発案ということが書かれております。

プレ・フィージビリティ・スタディで1段階開発案が計画されるというふうにして書いてあるんですけども、吉田さんの陳述書で書かれているそのPLNが当初から持っておったカンパル・ロカン総合水力発電所マスタープラン、この中には、そのプレF/Sに書かれているような1段階開発案というのはあったんですか。

先ほど述べましたけれども、当初PLNからお話を頂いたときに、そのダムの地点につきましては比較案というのがございましたので、その中に60メートル程度の高さのダム、それから2段階開発の案というのはありました。

このプロジェクトファイndingの段階で、現地の住民の移転について何か調査するということはあるんですか。例えば、この地域にダムを造ると、どれくらいの人に移転しなきゃいけないというような調査というのはやるんですか。

概略の家族数というのは確認したと思います。ただ、詳細につきましては、これはまだリコナイサンス・スタディ、プレ・フィージビリティ・スタディの段階ですので、詳細についてはその当時は確認していないと思います。

例えば1段開発でいくと、その当時の概略で結構なんですけれども、大体どのぐらいの人たちが立ち退かなきゃいけないというような試算というのは出ていたんですか。

プレ・フィージビリティ・スタディですから、リコナイサンス・スタディの概略でも、数についてはちょっと記憶にございません。

何千とか、そんな数ですか。

家族数で何千のほうだったかと思います。

住民に与える影響のほかに、例えばダムの周辺の自然環境に与える影響、こういう点も調査はされるんですか。

サイトリコナイサンス、プレ・フィージビリティ・スタディの段階では、あくまでもPLN側は当社に対しまして技術的な協力を要請してきておりますので、社会、それから文化、それから環境等に関しましては、当時そのPLNの中にエルエムカという研究所がございまして、その中に環境の専門家がいて、その方々が精査していたと記憶しております。

そうすると、吉田さんのほうでは、別に自然環境の点については、特段配慮というか調査はしなかったというふうに聞いてよろしいですね。

はい。

その後、81年の9月から10月にJICAの事前調査団が派遣されているのですが、これはご存じですか。

行ったかどうか承知していませんけれども、当時のJICAの案件の実施方法として、フィージビリティ・スタディの入札を行う前に、事

前調査が出ていたというのは一般的な話だと記憶しております。

甲B第17号証を示す

これは、先ほど質問で聞いたJICAの事前調査報告書なんですけれども、めくって6枚目なんですけれども、調査団員の一覧表が調査ページの2ページのところにあるんですけれども、浜田正さんというのは吉田さんご存じですか。

知りません。

知らないですか。

はい。

浜田正さんが東電設計にかかわったことはないですか。

浜田正さんですか。東電設計には濱田隆良というのはおりましたけれども。

甲B第71号証を示す

訳文の41ページの、人的動員スケジュールという一覧表があるんですけれども、6で吉田さんの名前が書かれていて、その一段上、4の(2)のところで浜田正さんというふうに記載があるんですけれども、この方はご存じないですか。

それは、訳が間違っているんじゃないかと思います。

訳が違うと。

濱田隆良という人間です。

では、F/Sのことについてお聞きします。F/Sに参加されて、F/Sの1984年3月のF/S報告書の作成にも携わったことがありますよね。

はい。

それは、F/Sの報告書ではどの部分を担当されたのですか。

水門調査です。

それは、証人のご専門だからということで任されたわけですね。

土木という業種の中でいろいろあります。設計も業務も水門もいろいろな業種がありますがけれども、土木は一人で全部できるわけではありませんので、その中の一部として水門のところを担当したのです。

そのF/Sの選定過程なんですけれども、陳述書だと、JICAから入札業者として指名を受けてプロポーザルを提出したと、選定過程においては指名業者5社が競合していたということが2ページに書かれているんですけれども、この指名業者5社というのは具体的にはどこなんですか。

具体的には分かりません。

聞かされていないですか。

当時、応札した業者については開示されていなかったと思います。数について分かるだけです。

数について分かるだけですか。

はい。

この5社の中で、本件についてのプロフィールをやっているのは、東電設計だけですよね。

と存じます。

素人考えで聞くんですけれども、現地でプロフィールをやっているということだから、現地のことをよく知っているから、当然、F/Sもその業者がやったほうがいいんじゃないかなと僕は思うんですけれども、そういう関係にあるんじゃないですかね。

それはないと思います。

先ほど、ダムの目的についてちょっとお聞きしましたけれども、洪水緩和の話が出ました。ほかに、灌漑用水増加の目的というか、そういう効果も期待していたわけですよね。

それは、ありません。

ないですか。

はい。一時検討はしていたと思いますが、灌漑施設については、現在作られておりませんので。

そのF/Sの段階ですよ。

はい。

F/Sの本文の4ページ目には、序文という段落の2段落目のところに、またダム completionにより下流の洪水緩和、灌漑用水増加等の緩和というふうになっておりますが。

効果としては考えられました。というのは、灌漑につきましては、下流のランターベランゲンという所に用水の取水口がありましたので、そこから取水することは可能でしたので、可能性としては書いてあります。

このF/Sの段階では、先ほど話題に出た洪水とか灌漑に関する効果というのは、結構期待されていたというわけですね。

洪水緩和につきましては、直接ダムを造りますので、直接影響は出ますので、緩和されるということは分かっています。灌漑につきましては、その下流に流す水を灌漑を担当している行政機関が灌漑取水を増強するなり新設なりして実施するかについては、F/Sの段階では、可能性としてはあるというふうに述べております。

ほかにF/Sでは、例えば総合的な観光を図るとか魚の養殖池としての効果が期待されているというような記載があるんですが、こういったことも期待されていたわけですか。

インドネシアにおけるほかのダムの事例を見ましても、ダム建設後の灌漑、それから貯水池内での養殖という事業というのはありましたので、そういった効果はあるというふうに、F/Sの段階で記述していると思います。

こういったF/Sの記載を見ると、F/S段階では、発電というのは当然あ

るんですけれども、ほかの洪水緩和だとか観光開発だとか魚の養殖池だとか、そういうものもひっくるめてコトパンジャン地域の地域経済の発展を目指すというような趣旨というのは、このプロジェクトにはあったのではないですかね。

洪水緩和につきましては、先ほども述べましたけれども、直接的に影響がございまして、緩和されるという影響がございまして、それは考えられるかもしれませんが、それ以外につきましては、その地域、要するに行政機関等がどうしていくかという問題だと思います。

2004年に吉田さんは現地に行かれたということですが、洪水緩和の点については、このダムは役立っていますか。

役立っております。

観光についてはどうですか。

観光については存じません。

観光客はいましたか。

2004年のときには、短時間、貯水池の周辺にいましたので。

魚の養殖池というのは、効果が上がっていますか。

当時、我々が業務をしているときにその計画がありまして、契約後の話についてはちょっと存じません。

陳述書の中には、F/Sの水没地域の予想ですが、これについて記載があるんです。F/Sによると、10か村、常時満水85メートルと設定すると124キロ平方メートル、2644戸、2990家族というふうに推定されているんですけれども、この数値というのはどういうふうに求めたのですか。

それはF/Sの段階ですか。

はい。

F/Sの段階では、行政、各村の村長事務所に出向きまして、その村

長さんのところのデータを聞きまして、F/Sに取りまとめた。それを州政府に確認したと存じております。

村長さんのデータというのは、具体的にどういうデータなんですか。

村長さんの事務所で記録されていたデータだと承知しております。

そのデータというのは、どういう内容のデータなんですか。

直接私が見ておりませんので、ほかの団員がやっておりましたので、詳細については承知しておりませんが、村長さんのところに記録されていたものを確認したと聞いております。

例えば、この村には何世帯あって、家族がそれぞれ何人ぐらいいるとか、そういう内容のデータですかね。

だと思います。

どこの村の村長さんに聞きに行くかというのは、それはどういう基準で選んだのですか。

当時、湛水地の範囲につきましては、航空写真測量を実施しまして、航空写真を撮影しております。航空写真を撮ったあと、地上三角測量という測量をしております。その結果をもちまして、写真と三角測量の結果をもちまして等高線の入った地形図を作製しております。その地形図に85メートルの最高水位というのを記入いたしまして、貯水池の範囲を確認しております。その結果に基づいて、村長さんのところに行っていると記憶しております。

戊A第6号証のIVの19及び20を示す

IVの19には、タイトルが水没補償の調査と対策とあって、そのIVの20のページには一覧表があって、ポピュレーションという項目があって、その一番下、トータルで1万3907というふうな数字が書いてあるんですが、これは水没対象地域にお住まいで、ダムができたなら移転しなければいけない方の想定の数とお聞きしてよろしいですか。

はい。

この人数は、村長さんからの聞き取りをまとめて1万3907人を算出したということですね。

はい。

一方で、甲B75の事業完成報告書だと、1990年12月から1991年1月に掛けてのリアウ大学の調査によると、移転世帯数ではカンパル県で4152世帯、リマ・プル・コタ県で734世帯で、合計で4886世帯ということになっているわけなんですよ。F/Sの2990世帯ですか、これと事業完成報告書で記載されている調査の4886世帯、何でこんなに差が出るのですか。

まず、調査をした年が違うと思います。F/Sは83年ごろで、事業完成というのは2002年か3年ごろになっていたと思いますので。

もう一つ違っているのは、F/Sの段階で、一つの家族に2世帯いたようなケースがあったと存じています。父親の数、それから息子の数、それが1としてカウントされておりましたけれども、この事業が始まるときに、それが2世帯に分かれたようなケースがあったと聞いております。それで数が増えていると。

甲B第75号証第13部19ページを示す

事業完成報告書の第3章のところの3の1のPAFsの数うんぬんと書かれて、90年12月から91年1月までの期間のリアウ大学と県政府との共同の人口調査と書かれているので、例えば82年、83年のF/Sの時期からすると、六、七年はたっているんですけども、そんなに何かいきなり自然的に人口増が出るというわけないですよ。

これは人口の関係じゃなくて、世帯です。

世帯の話ですね。

世帯というのは、要するに同居世帯が二つに割れるということがあり

ますので、そうしますと増えていきますので、単純に人口でどうのとは言えないと思います。

乙B第1号証を示す

本文だと22ページのところで、それに該当する訳文の部分を示しますけれども、これはインドネシア側の調査に基づく数字なんですけれども、移転対象世帯で、リアウ州4152、西スマトラ732、合計4886で、上限数で言うと、リアウ州と西スマトラ合わせて合計1万6954というふうに書かれているわけなんです。先ほどの4の1だと1万3907人で、3000人以上の差があるんですけれども、その誤差というのはどこから出てくるのですか。

どこからというのは承知しておりません。ただ、承知している中では、当時、移住省が移転地の開発をしておりましたので、その移転地の開発を始めるに当たって、各両州知事が移住大臣に対して対象家族数というのを正式に報告しておりました。その数がインドネシア政府にとっては正式な数だと私は承知しております。

F/Sの段階での村長さんの聞き取りがあいまいだったという可能性がありますよね。

そうではないと思います。

村長さんは、そんな皆さんの家族数を正確に覚えているのですか。

というより、家族数が増えるという話につきましては、他のプロジェクトと同じようなことが起こっていると承知しております。要するに、移転に際しまして1家族当たりの補償が出ますので、要するに同居世帯等が二つに割れますと補償が増えていくので、それで家族数が増えていると思います。

いや、僕の聞いているのは、家族数ではなくて人数の関係です。

人口ということですか。

人口ですね。

村長さんのところにあったデータについては、我々はそれが正しいと
いうことで使用しておりました。

そのF/Sで予測した水没範囲と実際の水没範囲は違うわけですね。

違っていると思います。

水没世帯数も、当然違いますよね。

今見せていただいた数字を見ますと、違っていると思います。

吉田さんの認識としては、実際どれぐらいの範囲が水没して、どれぐらいの
人たちが世帯数として移転して、その世帯数の人数として何人ぐらいが移転
したというふうに、今は思っていますか。

まず、水没範囲につきましては、時間的な問題ですが、F/Sの段階
では航空写真測量をしまして等高線の入った地形図を基にして、貯水
池の範囲というのは確認しておりました。ただ、その航空写真測量に
よる地形図については誤差がございますので、その誤差の問題につ
きましては、建設中にPLNが冠水地の境界線測量を実施しておりました
ので、そのときに誤差の修正が行われていたと承知しております。

それは、説明はいいんですけども、要するにF/Sでは124キロ平方メ
ートルと、それが水没範囲ですね。で、F/Sの水没範囲はそうなんです
けれども、実際の水没範囲はもっと広いわけですか、狭いわけですか。ど
ちなんですか。

ほぼ、変わらないと思います。

これは変わらないと。

はい。

先ほどの世帯数と人数の問題がありましたよね。実際に移転した世帯数、世
帯数の解釈のことはちょっと問題があるので除きますけれども、移転した人
数は、そのF/Sに書かれている1万3907人よりも多いことは確実です

ね。

すみません、もう1度お願いします。

F/Sでの1万3907人よりもっと多い人が本件ダム建設によって移転していますよね。

正確な数字をお聞きということでありますと、当社の業務契約の中に、移転数、それから人口の確認という業務内容は入っておりませんでした。これは、あくまでもインドネシアの行政機関、州政府の責任で行われたことなので、我々としては正確な数字は把握できません。

例えば、F/Sでは取り上げられていないタンジュン村だとか、バルン村というのも冠水被害が出ているというふうに思うんですけども、吉田さんも同じ認識でいいですか。

詳細については、PLNと移住省の管轄ですので、そのことについては検討していたと思います。

2004年に現地に行かれたわけですね。

はい。

タンジュン村だとかバルン村を確認してきたんじゃないですか。

しております。そのときには、水にはつかっておりませんでした。

そのときは。

はい。

戊A第6号証IVの19を示す

F/SのIVの19の真ん中から下の辺り、JICA調査団は州開発局と協議の上、次の候補地を選定したというふうなことで、バンキナン移住プロジェクト、ロカンIVコト移住プロジェクト、コテンガム移住プロジェクト、スンガイガバル移住プロジェクトというふうに記載されているんですけども、このF/Sの段階で、移住の候補地をこういうふうに変定しているという記載になっているんですが、F/Sで移住の候補地というのは実際に見に行く

わけですか。

当時、計画が既にできて開発が進んでいた移住地と開発が進んでいない移住地があったと記憶しております。開発が進んでいた移住地については確認に行っております。

例えば、この中で開発が進んでいる移住地というのは、どことどこなんですか。

ちょっと現時点で、どこが開発が進んでいたかについては記憶ございません。

開発の進んでいる移住地を見に行ったというのは、吉田さんも見に行かれていますね。

かなり古い話なので、どこへ行ったかと記憶には覚えておりませんが、行ったと記憶しております。

補償費の問題についてお聞きします。F/SのⅧの3ページ、テーブル8の1という一覧表がありますね。それで、一番下の右に370781と。これはドル、1000ドル単位ですね。3億7078万1000ドル、これが総工費ということですね。

F/Sの段階で。はい。

F/Sの段階で。で、その6行上に1588万1000ドルと記載されているんですが、この項目というのは何の項目なんですか。

これは補償費です。

補償費の項目。単純計算でやっちゃいますと、先ほどF/Sで上げられている1万3097人を前提とすると、この1588万ドル補償費、これを単純に頭割りすると一人当たり1200ドルの補償費と、そういうことになるわけですか。

計算してみないと分かりません。

計算したらそうなるんですけれども、この補償費というのは、PLNと単価

について協議の上決定したというふうに陳述書に書かれていますが、具体的に PLN とどのような協議したのですか。

家屋、例えばパーマネントの家屋、スリーパーモデルの家屋、それから木造、それから土地、作物、これらについて PLN から補償基準単価というのを頂きました。

補償基準単価をもらって、どういう具合に PLN と単価を決定するのですか。

いや、これはあくまでも、F/S の段階では、PLN は先ほども申し上げましたけれども、ほかのプロジェクトの経験がございましたので、そういうことも勘案して、当時の JICA の基準で提示してきたことを記憶しております。

この F/S で書かれている数字というのは、PLN が提示した補償基準単価、これに基づいて計算されているということによろしいですか。

はい。

単価の決定過程で、F/S の調査団が現地の住民にヒアリングするということはしなかったのですか。

それは、していないと記憶しております。

例えば、ちょっともう面倒なので示さないですが、F/S の IV の 24、そこには社会環境調査というふうなタイトルのページなんですけど、村落調査を実施したと。郡長さん、村長さん協力のもとにというようなことが書いてあるんだから、村落調査の際に、例えばパーマネントの家がどうだとか、補償の単価について聞き取りというのはやらなかったのですか。

村落調査というのは、あくまでも対象となる家屋なら家屋の数、こういうものを調査したと記憶しております。

F/S の報告書だと、先ほども話に出たミナンカバウ文化に関する記載は一切ありませんよね。

はい。

その補償の単価なんですけれども、例えば、日本で言うと土地一筆をAさんのもの、これ幾らというふうな単純に計算できるかもしれないですけれども、このコトパンジャン地域だと、なかなかそういう近代的な土地所有権、私的財産制というのが通用しないという地域ですよ。そのミナンカバウ文化に関する調査というのは、F/S調査報告書で補償を算定するに当たって必要だったんじゃないですか。

その調査については、PLNがアンダラス大学へ環境影響評価書を委託して実施したと記憶しております。その中で、やはりその補償については記述があったのではないかと記憶しております。

そのF/Sについていろいろ聞いてきたんですけれども、F/Sでは、結論としては1段開発方式の線に沿ってダム建設が進められたわけですよ。F/Sでは1段開発方式がいいと、有利だと結論が出て、その後、それに沿ってダムが建設されたわけですよ。

F/Sの段階では経済的技術的な評価を出しまして、その建設エリアをやった上でそれを勧告しているということで、決定はしていないと思うのです。

甲B第71号証を示す

アペンディクスDの1の1を示します。

これは契約当初の内容です。

これは87年の契約ですね。

はい、そうです。

この一覧表の25にエンバイロメンタルエンジニア、J・R・プロセッサーと書いてありますが、これは何なんですか。

これは、ジャック・R・プロセッサーという環境の専門家です。

環境の専門家。

はい。契約当初はこの方を予定して契約しております。

この人は何をやるんですか。

先ほども述べましたけれども、当社はリアウ大学に1名専門家を派遣しておりましたので、その環境専門家に当たります。

リアウ大学に派遣した人なんですね。

はい。

先ほどの唯一の責任企業というふうな甲B71号証の文言の説明があったんですけれども、同じように甲B71号証に似たような表現があるんですが、それをちょっとお聞きします。

すみません、見せていただけますか。

訳文でいいですか。

訳文で結構です。

甲B第71号証の附属文書の68ページを示す

TEPSCOとヨドウヤ・カルヤ社の提携というふうな項目があって、TEPSCOは当該提携を主導するとともに、サービスについての契約上のすべての義務の履行についてPLNに対して全面的な責任、フルレスポンスビリティを負うであろうというふうな記載があるんですが。

これはD/Dの契約書ですね。

そうですね、87年の。

これは、D/Dの契約書、それからE/Sの契約書も同じです。先ほど述べたように、一般的に契約を締結するときに、単独責任か連帯責任かということを経営者に記入する必要があります。責任の問題です。

そうすると、PLNとしては、この場合だとヨドウヤ・カルヤは余りあてにしていなかったということですね。

いや、それはないと思います。外国の技術者だけが入って、できる業務ではございませんので。

東電設計が何で唯一の責任企業になるんだか、よく分からないんですが。

契約上、そこに契約金額というのがございますが、その契約金額に對しまして責任がございまして、財務的に契約金額の責任を負えるかどうかということもPLNが判断しておりますので。

その程度だったら、別にPLNとしてはヨドゥヤ・カルヤとかにも責任を負わせていいんじゃないですか。

いや、先ほどもご説明したとおり、連帯責任ということになりますと、契約上、例えば東電設計が契約を履行できないような状態に陥った場合、そのヨドゥヤ・カルヤ社が遂行責任を負わなければいけないと。そうしますと、ヨドゥヤ・カルヤ単体でそれを遂行する財務的能力がないということで、単独責任になっております。

再定住調査のことをお聞きしますけれども、先ほども再定住地の調査について主尋問で出たんですけれども、この甲B71号証に記載してある再定住地調査に基づいて、リアウ大学にコト・ラナ地域の調査をお願いしたわけですよ。

それも見せてください。

甲B第50号証を示す

これは、リアウ大学が行ったコト・ラナ地域の再定住地調査、このことを言うわけでしょう。先ほど甲B71号証で再定住地調査について研究されたという点について。

この英語版はございますか。インドネシア語版です。

分からない。

間違ったこと言うと申し訳ございませんので。

では、ちょっとまた別のことを聞きます。1990年にリアウ大学に南ムアラ・タクスの居住地、耕作地調査というのを委託してますよね。

東電設計はしていません。

していませんか。

はい。

アンダラス大学へのリンボ・ダタ移住地の調査というのは。

それは何年の話ですか。

1990年です。

当社は、PLNとの契約業務は90年5月に完了しております、当社が携わったのは、コト・ラナの移住地のフィージビリティ・スタディ、それ1件のみです。

先ほど1986年の世銀の業務政策について、社内で研修会を開いたとおっしゃったんですけれども、この1986年の世銀の業務政策を踏まえて、D/Dの段階で、こういった世銀の言っていることの趣旨を踏まえようというような動きというのはなかったのですか。

世銀ガイドラインにつきましては、私の承知する限りでは、当社に対する法的拘束力はないと承知しております。当社は、あくまでも客先である、例えばD/DですとPLNと契約を履行する義務、これを遂行していただけないので、その世銀のガイドライン等については、勉強会を開いて勉強はしておりましたけれども、それに基づいてということについては、直接的にはかかわりはなかったと承知しております。

ちょっと話は変わりますが、証人がインドネシアにいた当時、1990年当時でいいんですけれども、証人の吉田さんの印象として、インドネシアの軍隊について、どういう印象を持っていましたか。

これは個人的な印象といたしましては、軍隊、東南アジア各国、それから東アジア等を見ても、やはり日本とはちょっと違いますので、治安維持等に関しまして軍隊の駐屯地が点在するというのは承知しております。

1991年とか2年とか3年とか、そこら辺の時なんですけれども、インド

ネシアの兵隊がコトパンジャン地域の村を回っていたというようなことを見聞きしたことはありますか。

巡回していたとか、そういう話は承知しておりません。バトゥ・ブルスラットという村に事務所が一つあったのは承知しております。

事務所というと、何の事務所ですか。

軍だと思いますけれども、少人数の出先の事務所があったような記憶です。

1991年ごろから現地の住民を初めとした、あるいは環境保護団体ですが、このダム建設計画に対して反対の動きを活発に示すようになったというのは知っていましたか。

聞いております。

例えば1991年9月14日なんですけれども、現地の住民の方が日本の東電設計にお伺いしているというようなことは知っていますか。

1991年・・・聞いたことはあります。

ほかに、例えば現地の話なんですけど、91年7月にコト・トゥオ村の住民がダム建設に反対する声明書を採択しているというような動きがあるんですが、こういうことも知っていますか。

聞いたことはございます。

それは、聞いたことがあるというのは、その91年のリアルタイムのときですか。

直接そういうふうな情報は、我々のほうにリアルタイムで入ってきませんので、あくまでもPLNを介して、そういう情報は入ってきておりました。

PLNからは、どういうふうに伝えられるわけなんですか。

そういうことが起こったと、あったということは聞いております。

PLNからそういうことを聞いて、吉田さんとしてはどういうふうに思いま

したか。

個人的な意見で述べさせていただきますと、詳細については、当時 P L N から我々のほうに情報が入っておりませんでしたので、どういうことかという努力はいたしましたけれども、当時は P L N から頂いた情報だけでしたので、それについてどうのというのは、今ちょっと述べられません。

述べられないというのは。

どういうものなのか、分かりませんので。

いや、P L N からそういうことを聞いて、どういうふうに思ったという単純な質問なんです。

これは我々、例えばそれが契約業務の中の話であれば、我々は知っていなければならぬと思いますけれども、あくまでも住民の補償とか、そういう問題については、P L N、行政機関が対応しておりましたので、それについては、あったという事実だけ聞いていただけています。

甲 B 第 7 3 号証を示す

付表アペディクスの E の 1 をめくって 5 枚目、アタッチメントの一覧表があるんですが、これは Y. ヨシダと書かれているのは吉田さんですよ。これは 9 1 年のサービス I のところです。

はい。

ここに吉田さんの職務が書いてあるんですが、吉田さんは土木のほかに何か担当されていたのですか。

まず月次報告書の環境の部分につきまして、P L N からデータを頂きまして、整理して月次報告書として出しておりました。

その環境に関する月次報告書。

技術的なことも含めて。

それは P L N からデータをもらって、それをまとめるだけの仕事なんですか。

技術的な仕事に関しましては、直接契約の業務範囲でございますので、それについては、当社が現場で管理して内容を記載しております。環境につきましては、あくまでも当社はPLNが実施した、PLNがモニタリングを実施することになっておりましたので、その結果について、PLNから資料を頂きまして月次報告書にまとめておりました。この吉田さんの下にシマダさんという環境専門家がいますよね。この人は何をやるのですか。

先ほどジャック・プロセッサーという方がおりましたけれども、ジャック・プロセッサーについては、契約時点でジャック・プロセッサーということで提案しておったんですけれども、そのジャック・プロセッサーを替えまして、当社のシマダという者を環境専門家でリアウ大学に派遣しました。そのためにここに書かれています。

費用の総計の一覧表だと思うんですけれども、吉田さんのところの欄では、一番右にトータル総合計として、これは単位が1000円だから7053万5000円と書かれているのですが、このとおりの金額をもらっていたのですか。

これは、あくまでもマンマースというのは、マンマースの費用というのはマンマースの単価とそれに掛かったマンマース数ということで計算されますので、その金額だと思います。

その金額なんですね。先ほど確認した現地事務所にて、ふだん現地事務所におられるわけですよね。先ほど位置を確認していただいた。

はい。

それで、例えば住民の移転の様子なんかを現地事務所から見に行ったりとか、そういうことはしなかったのですか。

移転される前、されたあと、そんなに多くの頻度ではございませんけれども、行ったことはございます。

それは、何のために見に行ったのですか。

それは、やはり PLN から情報をもたらっておりますので、その内容について確認のために PLN の許可を得た上で行っております。

要するに、何のために見に行っていたのですか。

月次の報告書に進ちよく状況等を書いておりますので、PLN からもらったデータに関しまして、確認の意味で行っております。

それは、何のデータを確認しに行ったのですか。

工事の進ちよく状況だったと思います。

要するに、何を確認しに行ったということなんですか。

工事の進ちよく状況です。それは E/S, 工事に入ってから、それは行っていました。

ちょっとまた話が変わりますが、1997年2月28日に PLN が湛水記念式典を開催したのを知っていますか。

承知しています。

承知しているのですか。

そういうのがあったというのは承知しております。

この湛水記念式典に東電設計も招かれたのではないですか。

招かれたというよりも、まだ、その当時、現場で工事が継続されておりましたので、私どもの職員がそこにはおりました。

行かなかったわけですね。

いや、そういうふうに、そこに。

そこに、その場で工事をやっていたのですか。

そうです。その場で、式典の周りではまだ工事をやっていたので。この式典のときに、PLN 側から3月1日に湛水を開始するというふうな発表があったみたいですけど、それはご存じですか。

それは、ちょっと記憶にございません。

いずれにせよ、この97年の3月時点で、PLNとしては湛水するんだというふうな宣言をしたのですけれども、それは知っていますか。

当時、湛水の権限というのは州知事が持っておりまして、PLNが西スマトラ、リアウ両州知事から湛水許可の許可証を頂いたと聞いております。それに基づいて、PLNは湛水を実施するという指示を当方に出してきたと記憶しております。

97年の3月12日に湛水が開始されたんですが、その湛水開始についての指示というのは東電設計にあったのですか。

PLNからございました。

PLNから湛水についての指示があったわけですね。

はい。

JBIC、OECFに、この3月の湛水について何か相談したりだとか、話し合ったりとか、それはしなかったのですか。

詳細には記憶しておりませんが、多分、何らかのことがあれば、PLNから連絡が行っているのではないかと思います。

東電設計自体で、OECFと接触を持つということはないのですか。

時々ありましたけれども、湛水に関しましてOECFにコンタクトしようと思いましたがけれども、PLN側から叱責されております。

叱責とは、どういう意味ですか。

守秘義務違反ではないかと。契約書の。

守秘義務違反ですか。

はい。

そういうふうにPLNに言われたのですか。

はい。

原告ら代理人（奥村）

今の点なんですけれども、PLNから守秘義務違反だということでしたら責さ

れたということなのですが、それは東電設計のほうとしては、OE C Fに連絡を取ろうとしたのですか。

コンタクトしようとはしました。

実際に取ったのですか。

取れていないと思います。

取れていない段階でP L Nから叱責があったと、そういうことですか。

はい。P L Nにつきましては、P L N以外の機関に接触するには、資料の収集もそうですけれども、契約上P L Nの許可を得なければいけないという条項がございましたので、それを履行しております。

原告ら代理人（古川）

ダムの貯水池の植生除去についてですけれども、P L Nの予算不足で、これは行われなかったというお話でしたね。

はい。

P L Nがこれを断念したことについて、エンジニアとしてどのような対応を取られたのでしょうか。

ダムの貯水池の伐採につきましては、R K L、R P L、環境モニタリング法、モニタリング計画、管理計画にできるだけ伐採するようにと
いうふうに書かれておりましたので、P L Nに対しましては、伐採するように助言はしておりました。

助言はされたと。

はい。

だけど受け入れられなかったということですか。

はい。

この問題について、OE C Fに提出する半年ごとの報告書、これは作成されていないんですよね。

OE C Fへの半年ごとの報告については、作成しておりません。

3か月ごとの報告書ないし月次報告書については、これは植生状況について断念したということは記載されているのでしょうか。

今、ちょっと記憶にはございません。

甲B第73号証E/S2を示す

先ほどの主尋問で出てきましたが、1991年6月3日締結のエンジニアリングサービス契約の中で、結果として、東電設計による環境面に関するレビュー・アンド・アドバイスは行われなかったということでしたね。

いや、月次報告書、それから、四半期ごとのPLNがJBICへ提出する報告書、これの準備作業をしていた段階で、ドラフトをまずPLNに出しまして、そのあとドラフトはPLNで協議しますので、そのときに助言、レビューはしておりました。

助言、レビューしたことについて、植生について、植生除去について助言は。

ただ、植生除去については、先ほど申し上げましたように、それに記述されていたかどうかは、今記憶にはございません。

この6か月ごとの報告書は記載しないことにしたことについて、先ほどの主尋問でははっきりしなかったのですけれども、契約金額についての変動というのはあったのでしょうか。

それは、6か月ごとの記載ですか。それとも作成ですか。

作成ですね。作成をしないことになったことによって、契約金額の変動はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

契約金額の変動というのは、具体的に何を指しますか。

E/Sで契約金額の増減がある場合は、OECS及びインドネシア政府の了解を得なければいけないというふうになっていますね。

はい。

その関係で伺っているんですけれども。

それにつきましては、契約変更等その増減がありまして必要なものに

については、メモランダムを作りまして締結しております。
そうすると、6か月ごとの報告書は作らないことにした。そのことについて、OE C F の了解は取っているんですか、取っていないんですか。

契約金額の変更をした問題では当時なかったと思います。それにつきましては、P L N と当社の間でレターによる変更を行っている記憶しております。

契約金額の変更はなかったと、こういうことですね。

はい。

半年ごとの報告書については、OE C F に対して報告することになっていると。これはE / S 契約にうたわれているわけですね。

いいえ、違います。

もう1度伺いますけれども、6か月ごとの報告書、環境面についてのレビュー・アンド・アドバイスについて、E / S エンジニアリングサービス契約の中には、その報告書をOE C F に提出することになっているのではないですか。

そこにはP L N と書いてあります。P L N, OE C F と書いてございませんでしょうか。見せていただけますか。

甲B第73号証を示す

45ページを示します。

これにつきましては、このコンサルタント契約につきましては、すべての報告書はP L N に提出することになっています。そのあと、P L N がOE C F へ提出したものと承知しております。ただ、それが実際どういうものが提出されているかというのは承知しておりません。

環境モニタリング計画の中では、事業で失われる森林の代わりになる保護林の設定、森林侵食のモニタリングもやらなければいけないというふうに提案されていますが、これについては覚えていますか。

環境管理計画の・・・。

環境モニタリング計画ですね。

これの実施につきましては、関係諸機関、それとPLNが実施しております。当社としてはPLNから状況のデータを頂いて取りまとめていただけなので、具体的にどこの機関がどうしたというのは記憶にございません。

この提案は、実行されているのでしょうか。

私が承知している限りでは、州知事から森林省に森林の保全について正式にレターが出ていたと記憶しております。

森林の保全についてレターが出ていると。

はい。要するに代替地を購入するというようなレターだと記憶しております。

1991年6月3日に東電設計とPLNとの間に締結されたエンジニアリングサービス契約、この中には、環境面の業務についてレビュー・アンド・アドバイスをすることと、こういうふうに記載されています。この契約に先立って、そういう業務を行うために必要な書類、当時作成されていた環境面の書類について検討はされていますか。

91年の6月以前ということでしょうか。

はい。それ以前に作成された、例えば1984年にアンダラス大学による環境影響評価書が作成されていますけれども、これは検討されていますか。

それにつきましては、そのあとPLNの依頼を受けまして、当社からリアウ大学にその環境影響評価書のアップデート版を作成する委託業務をしております。

88年の環境影響評価ですね。

はい。そのときに内容は確認していると承知しております。

88年のリアウ大学による環境影響評価、この書面を見たときに84年のア

ンダラス大学の影響評価については見ていると、こういうことですか。

はい。

1986年に森林保全自然保護総局によるリアウ州のスマトラ象を救えという文書が作成されていますけれども、これは検討されていますか。

承知しておりません。

88年のリアウ大学による環境管理計画、これは検討されていますね。

環境管理計画につきましては、当時のインドネシアの環境影響評価に関する条例に基づいて、リアウ大学が専門家ということで実施しておりますけれども、その内容についてはリアウ大学のほうに専門家がおりました、その専門家が実施していたと承知しております。

実施されたのはリアウ大学ですけれども、その書面が出てきたのを要はE/Sで環境面についてアドバイスをレビューしなければいけないということになっているわけですから、検討はされましたかと、こういうことなんです。

はい。基本的には、それが基本になっているものと承知しております。

E/S契約の時点で、90年の12月14日の借款契約の内容として、いわゆる3条件、象の保護が条件になっているということはお存じだったでしょうか。

そのデータにつきましては、業務完了報告書を作成している段階、ですから、プロジェクトの最後の段階ですけれども、この段階でPLNから資料を開示されております。

そうすると、その段階、91年6月の段階では知らなくて、完成報告書作成の段階で初めて知ったと、こういうことですか。

はい。契約書の中にもそういうような内容は記載されていなかったと記憶しております。

コトパンジャンダム建設の現場に長く生活されていたということなんです、日本でのニュースは現地でどのように入手されていたのでしょうか。

ニュース等につきましては、建設が始まったころには、ほとんど日本のニュースというのは入ってこなかったと。

入ってこなかったと。

はい。途中、NHKの衛星放送が受信できるようになったと承知しております。

それは、いつごろからでしょうか。

何年かはちょっと記憶にございません。

1990年4月に日経新聞が日本ではスマトラ象の生息域が水没の危機に脅かされているという記事を書いているんですけども、このようなニュースはご存じありませんでしたか。

それが出た当時は知りませんでした。後になって知ったと思います。

それがどのぐらいあとかというのは、ちょっと記憶にございません。

1990年3月、OECDがインドネシアを訪問して、象のトレーニングセンターを視察していますけれども、これについては当時ご存じでしたか。

当時、象のトレーニングセンター……。

90年の3月ですね。

90年の3月ですか。何年何月に行ったかというのは今記憶にはございませんけれども、OECDの方が行ったという記憶はございます。

1992年外務省経済協力局有償資金課課長の佐藤重和さんを団長とする調査団が現地に入りましたけれども、これは覚えておられますか。

1992年ですか。

92年ですね。

2年ということは、もう既に工事の契約が締結されておりますので、多分、それは私じゃないかもしれませんが、我々の職員が現場におりましたので、来られていれば、そのときに会っていると思います。ただ、それがその年のその月にその方が現地に入ったかどうかは、

私は承知しておりません。

東電設計は象の移転は森林局の担当であるから、PLNの関知しないところだという主張をされていますけれども、象の移転についての報告は一切受けておられませんか。

当時、象の移転につきましては、森林省の自然保護局の方々が実際にやっておられたと承知しております。それで、その中でPLNから私どもが頂いたデータとして移動した象の数についてはデータを頂いていたと承知しております。

移転した数についてだけデータをもらっている、それは完成報告書の段階ですか。それとも移転当時ということですか。

当時だと思います。

移転当時に。

はい。

1995年の7月に、バトゥ・ブルスラット村で移住地の住宅の屋根素材が問題になったということは知っていますか。

何年ですか。

1995年7月、バトゥ・ブルスラット村、屋根の素材を替えてくれということで、住民が苦情を出したという話なんです。

それについては、聞いたことがございます。

聞いたことがあると。

はい。

どういうことが問題になったかご存じでしたか。

その話は、PLNの職員から聞いておりますけれども、その内容の詳細につきましては、PLNから当社のほうに開示がございませんでしたので、詳細については存じておりません。

屋根材にアスベストを使っているのではないかとということで問題になったと

ということなのですが、それについては聞いておられないですか。

ええ。当時は知りませんでした。

アスベストが問題になったというのを知ったのは、いつごろでしょうか。

何年という話は分かりますけれども、それから数か月か1年ぐらいあ
とだと思えます。

PLNのスタッフから聞いたという話ですけれども、PLNのスタッフの方
は現地の言葉をしゃべられる。で、PLNのスタッフと吉田さんは何語でや
り取りをされるのですか。

契約の基本は、すべて英語です。英語が基本です。

では、専門用語も英語でということですね。

はい。

吉田さんが現地におられたときに、日本人の方は何人ぐらい現地で工事にか
かわっておられたのでしょうか。

正確な数はちょっと確認しなければ分かりませんが、多いとき
で15から20人ぐらいではなかったかと思えます。

東電設計のほかに、間組の方もいらっしゃったのですか。

間さんはロット1という土木工事がありまして、そのロット工事の請
負業者として、間さんとインドネシアのブラッタスという会社がござ
いまして、そのジョイントベンチャーが受注して工事を実施してお
りました。

そうすると、十数人いたという日本人の方は、間組さん、東電設計さんのほ
かに、どこかほかの会社の方がいらっしゃったのでしょうか。

私が回答しました15人から20人が最大とっておりますのは、当
社から派遣した日本人のことをっております。

F/Sの電力需要についてお伺いしたいのですけれども、これは需要予測と
いうのは、吉田さんは担当しておられるのでしょうか。

F/Sのときには、別の人間が担当しておりました。

陳述書の中では、電力需要の予測について書いておられますね。

はい。その内容につきましては、その当時、打合せをしながら報告書をまとめておりましたので、それを記述した人間からその報告を受けて聞いております。

丙B第2号証を示す

陳述書の中で、住宅用電力需要、これについてだけ過去の実績、数値というのが示されていないのですけれども、これはPLNにそのような資料がなかったんでしょうか。5ページの上から2番目の表、4ページから5ページにかけて住宅用電力需要資料が掲載されています。5ページの真ん中から後は商業用、公共用、工業用については、70年代の過去の資料が載っていますが、家庭用電力、住宅用電力については過去の資料が入っていません。これは、そのような資料はなかったのでしょうか。

資料はありました。ただ、ここには書かれておりませんが、そうすると、その過去の資料に基づいて、これは将来予測を立てたと、こういうことに理解してよろしいのでしょうか。

過去の資料と社会経済的な基礎資料につきましては、インドネシアの統計局、それから経済企画局等の関係機関が将来を予測した資料がございますので、それ等をPLNが勘案して、PLNから頂いた資料を使用しておりました。

今の5ページの上から2番目の表、1需要家当たりの電力消費量、これの数値と9ページ、10ページに出ている1需要家当たりの電力消費量、これは9ページ、10ページでは、リアウ州と西スマトラ州と分かれていますけれども、例えば5ページの上から2番目の表の1番上の欄の1983年から84年、これは都市部で1500キロワットアワーという数字が出ています。これは83年から84年で、後ろのほうの9ページの住宅用リアウ州、9ペ

ージの一番下の1需要家当たりの年間電力使用料の年度がぴたりと合わない
んですけれども、これを比べると、PLNの電力予想よりも、需要予測より
も、後ろのほうの9ページ目の予測結果のほうが数値が少なくなっています。
これは、PLNの電力需要予測よりも少なく予測されているというのは、こ
れは何か根拠があるのでしょうか。

あくまでも、5ページのデータというのはPLNが関係諸機関から頂
いたデータを基にしてPLNが作ったデータですけれども、これを基
礎資料として頂きました。それに対しまして、経済成長率等を勘案し
まして、予測に当たってはそれをレビューしているということだと思
います。

経済成長率から見て、PLNの電力需要予測は大きいじゃないかと、こうい
うことなんでしょうか。

電力需要予測というのは、一般的、基本的に3通りの算出方法をして
おります。高いシナリオ、標準的なシナリオ、低いシナリオと、そう
いうことをしておりますので、いろいろ検討した上でやっております
ので。ただし、基礎データはPLNから頂いたものを使っていると、
その中で、こういう予測結果が出たんだと思います。

被告東電設計代理人（菊井）

F/Sの段階の水没予測と実際には違う例として、タンジュン村が先ほど反
対尋問で例に出まして、それで実際にプロジェクトオーナーが工事用地を住
民から取得してきますよね。

はい。

その際に、湛水境界測量というのを普通やるんじゃないですか。

はい。一般的にやっております。

本件でも、それはされておりますか。

はい。されておりました。

丙B第2号証を示す

15という写真、ここに白いシャツを着た現地の人が指を差している杭がありますけれども、これはどういう杭ですか。

これは、湛水境界線測量によって境界線として打たれた杭です。要するに、これは、場所はタンジュン村ということでよろしいですか。

はい。

タンジュン村の中で、PLNが湛水境界測量として打った杭がこれだと。川がこの向こうにありますよね。

はい。

この測量のポイントは、最高水位85メートルということによろしいですね。

はい。

タンジュン村はこの手前にあるわけですから。水没していませんね。この時点では。

はい。

裁判官（中保）

戊A第12号証を示す

フィージビリティ・スタディというのは、その実施細則に基づいて行われるということによろしいんですよね。

はい。

その実施細則で水没範囲や水没家屋の戸数などについては、調査することになっているのですか。

水没範囲については、調査することになっています。

それは、戊Aの12号証の最後のページから後ろに付いている附表1というのがPLNが行う担当事項ということだと思いますが、水没予想範囲の調査というのは、これのどこに入るのですか。

PLNの事項の1の(1)になっています。で、作業項目でいきます

と、2に地形調査、航空測量及び地図作成とございます。このPLN側で実施する1の、これは2だと思えますけれども、2の(2)の空中地形図作成、空中三角測量、それから(4)の縮尺1万5000と4万の航空写真の提供、これ等の航空写真につきまして、これが対象になります。

これが水没予想範囲ということですか。

はい。

アンダラス大学作成の環境影響評価報告書というのがあると思うんですけど、それと比べた場合に、東電設計が作成したフィージビリティ・スタディというのは、水没予想範囲やその水没地域に住んでいる家屋数の観点で比較した場合、どのようなことが言えるのですか。

アンダラス大学の環境影響評価報告書で使用している湛水地の範囲につきましては、フィージビリティ・スタディのこの結果を利用しているというものです。ただ、その人口とか家屋数については、アンダラス大学は独自に調査しておりますので、F/Sに、JICAのフィージビリティ・スタディ調査報告書に記載されている数とアンダラス大学が記載した数に違いがある可能性があります。

陳述書で比較されていると思うんですけども、その比較の差の程度としての程度というのは陳述書に書かれているとおりはですか。

はい。

その後、アンダラス大学作成のEIAはその後リアウ大学によって改訂されているということよろしいですね。

はい。

甲B第51号証を示す

翻訳のほうで見ていただけますか。16ページ、この第2章というところは、環境影響調査概要と書かれているんですけども、これは環境影響評価改訂

書の内容の概要ということによろしいですか。

はい。

これを見て、18ページのところで、住民の所有財産が失われた結果、新規の代替地に居住することの結果ということが書かれていると思うんですよ。

bの3)のところですね。b, 悪影響のところの3)。

はい。

これは水没範囲ということだと思いますが、結局はリアウ大学によってEIAの報告書も、より正確なものに改訂されたということによろしいですか。

はい。年がたちますと数字が変わってきますので。

陳述書で書かれていることだと、東電設計は、PLNが新たな主体になる場合にだけレビュー・アンド・アドバイスの義務を負うから、今回のコトパンジャンダムでは、PLNが新たな主体になっていないから、そういうレビュー・アンド・アドバイスはしなくていいんだという陳述書の内容になっていますね。それは分かりますか。

はい。

反対尋問などで、月次計画書の作成の際にレビュー・アンド・アドバイスを行ったということをおっしゃっていて、その内容に若干違いがあるように思うんですけども、甲B73と74の契約上東電設計の負っている、義務とされているレビュー・アンド・アドバイスというのは、具体的にどういうことをやったのか、それとも陳述書に書かれているように本件では義務じゃなかったのか、どちらが正しいですか。

契約書の中では、PLNが実施した事項、これは伐採の件ですけれども、貯水池の伐採ですけれども、これについては、東電設計のほうからできる限り伐採するよという助言はしております。それから、2点目に確かあったと思いますけれども、PLNが雇用した環境コンサルタントが実施するモニタリング、これにつきましては、PLNと

現地のコンサルタントの間で契約行為がなされておりますので、我々が直接それを監督するわけにはいかないと。この部分につきましては、PLNからデータを頂きまして、そのデータに基づいて月次報告書をまとめていたと。それから四半期については、そういうデータを頂いて、PLNがJBICに出す四半期報告書の準備を手伝っていたと。その過程において、例えばダム建設のほうの工程等の兼ね合い、こういうところについては、PLNに対してアドバイスは出しておりました。ただ、詳細については、PLNの現地コンサルタントが実施していた事項でございますので、それについては当社のほうからアドバイスする権利もございませんでしたので、その部分についてはしていません。

甲B第75号証の11部55ページを示す

和訳のほうを示します。1の2の事業の全体スケジュールと重要期日というところが下のほうにあると思うんですけど、分かりますか。

はい。

最後の文でロットI、ロットII、ロットIIIのA、ロットIIIのB及びロットIV Aに直接的な影響を持つために、括弧は抜かしますが、エンジニア、東電設計によって指示されたと書かれているんですが、これはどういう意味なんですか。

この意味は、まず、湛水開始に関しましては、技術的にダムの工事は完了しているのか、水門鉄管の工事が完了しているのか、これとの構造物の完了の度合いですね、進ちよく状況を考えまして、技術的にこの時期であれば湛水が可能になるということをPLNに報告した内容だと承知しております。なお、湛水開始につきましては、あくまでも州知事権限が必要だということで、PLNが西スマトラ州、それからリアウ州の州知事から許可を頂いたと聞いておりますので、その上で

PLNから当社に湛水を開始してもらいたいという指示があつて、それを業者さんのほうに伝達しております。その内容がここに書かれてあるというふうに承知しております。

甲B73号証、74号証のPLNと東電設計の間のコンサルタント契約の契約書上に東電設計が3条件の履行条件を確認しなければならないというような義務は規定されていますか。

規定されておられません。

以上